回覧 自治労福島県本部会津総支部機関紙　2025年11月1日発行 第458号

あいづ

〔発　行〕自治労
福島県本部会津総支部
〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9　会津労働福祉会館２階
〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
（携帯）090-3361-8400

紙面学習

シリーズ38 『通勤手当』の概要

県人勧の「ガソリン価格の変動等を踏まえた手当額の見直し」に対応するため、通勤手当の概要を把握し、各自治体の算出根拠を確認しよう！

▼紙面学習シリーズの第38回目は、「通勤手当」についてです。

▼前号機関紙にも掲載しましたが、10月10日の県人勧で、通勤手当の見直しについて2点の勧告がありました。

【1点目】は、ガソリン価格が高騰しているので、手当額を見直すこと。

【2点目】は、駐車場等の利用に対する手当を新設すること、です。

▼まずは、通勤手当の概要について【図表1】で確認していきます。この表は、県のホームページに掲載されて

【図表１】福島県職員の通勤手当の概要

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="3">概　要</th></tr>
<tr><td>1.支給要件

※2024人勧で、「30分以上短縮」の要件が撤廃されました。</td><td colspan="3">①交通機関等利用職員
○徒歩通勤とした場合片道2km以上
※一般に利用する経路の最短距離を計測する（以下同じ）
○バス利用（他交通機関併用）の場合
・バスを利用しない場合の徒歩総距離1.3km以上
・バス利用距離1.2km以上
②自動車等使用職員
○自動車等及び自転車の使用を常例とすること。
○徒歩通勤とした場合片道2km以上
※他人の自動車に相乗りする場合等は支給対象外
③交通機関等と自動車等の併用職員
○徒歩通勤とした場合片道2km以上
○交通機関等の利用距離は1km以上必要　他
④新幹線鉄道等利用職員
○新幹線鉄道等を利用しない場合、通勤距離60km以上または通勤開始時刻90分前までに出発する必要のある場合
○利用により通勤時間が30分以上短縮される等
※ケースによっては、事前協議が必要</td></tr>
<tr><td>2.支給単位期間
（一括支給）</td><td colspan="3">①JR・バス等の定期券⇒6カ月限度
②回数乗車券等⇒１カ月
③自動車等⇒１カ月</td></tr>
<tr><td>3.通勤手当額（交通機関等）

※2024人勧で、支給限度額が15万円に引き上げられました。</td><td colspan="3">①「１カ月の全額支給限度額64,000円」以下の場合
（例）
○JRの6カ月定期券が93,750円だった場合
⇒4月・10月に93,750円一括支給
○JRの1カ月当たりの運賃が15,625円だった場合
⇒毎月15,625円を支給
②「１カ月の全額支給限度額64,000円」超の場合
（例）
○新幹線３カ月定期券210,000円（月70,000円）の場合⇒（(70,000円-64,000円）÷２+64,000円）×３カ月=201,000円を4月・7月・10月・１月に支給</td></tr>
<tr><td rowspan="16">4.通勤手当額（自動車等）

※「原動機付」⇒自動車以外の原動機付の交通用具

※人事委員会規則を参照し金額等を修正しています。</td><td>片道（km）</td><td>自動車（円）</td><td>原動機付（円）</td></tr>
<tr><td>4未満</td><td>3,000</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>4以上6未満</td><td>4,500</td><td>2,300</td></tr>
<tr><td>6　8</td><td>5,900</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>8　10</td><td>7,400</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td>10　12</td><td>8,900</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>12　14</td><td>10,400</td><td>5,200</td></tr>
<tr><td>14　16</td><td>11,900</td><td>6,000</td></tr>
<tr><td>16　18</td><td>13,400</td><td>6,700</td></tr>
<tr><td>18　20</td><td>14,900</td><td>7,500</td></tr>
<tr><td>20　22</td><td>16,400</td><td>8,200</td></tr>
<tr><td>22　24</td><td>17,900</td><td>9,000</td></tr>
<tr><td>24　26</td><td>19,400</td><td>9,700</td></tr>
<tr><td colspan="3">（中略）</td></tr>
<tr><td>95以上</td><td>70,600</td><td>35,300</td></tr>
<tr><td colspan="3">※片道は、各職員が一般に利用する経路の最短距離を電子地図等で測定し、決定権者が確認する。</td></tr>
<tr><td>5.通勤手当額（自転車）</td><td colspan="3">○１カ月　2,000円</td></tr>
</table>

（参照）「通勤手当決定事務の手引き」（2023年１月　教育庁職員課）一部修正

当面の日程

■11月３日（月）
○13:00〜憲法をいかす福島県民集会（ラコパふくしま）

■県職労交渉
○11月　４日（火）10:00〜
○11月14日（金）10:00〜

■11月17日（月）
○18:00〜県本部第２回単組代表者会議（WEB）

いる「福島県職員の通勤手当の概要（23年1月　教育庁職員課）」から主要個所を転載しています。なお、改正があった箇所は分かる範囲で修正しています。以下、順に説明します。

①「支給要件」

交通機関を利用する場合でも自動車等を利用する場合でも、徒歩通勤した場合の片道距離が「２km」以上であること等が要件となります。

②「支給単位期間」

定期券の場合は、最大6カ月が限度で、（6カ月の定期券の場合、半年ごとに）一括支給されます。他は、1カ月ごとの支給です。

③「交通機関等の通勤手当額」

1カ月の支給限度額が15万円（※）となっており、この範囲内での実費支給となります。

※限度額は24年の人勧で引き上げられています。

④「自動車等の通勤手当額」

片道の距離区分ごとに自動車とそれ以外とで、それぞれ手当額が決められています。

【重要】「ガソリン価格が高騰しているので、手当額を見直す」との人勧があった訳ですが、この金額を見直すことになります。組合の対応としては、▽自分の自治体における自動車等利用の場合の通勤手当額を確認する。▽その手当額の算出根拠を給与担当者等に確認する。▽通勤手当額の見直しについて（県職連合の協議・交渉状況を見ながら）事務協議を進める。▽最終的に当局交渉で確認（妥結）する。というような流れになると思います。

単価の計算については、一般的に▽燃料費（ガソリン価格と平均燃費で算出）、▽車両の減価償却費、▽自動車保険料、▽メンテナンス費用（点検・修理費用）等を考慮して通勤距離区分ごとに算出します。各市町村等においては、▽独自に算出、▽県の手当額を引用、等その対応は分かれるのではないかと思いますが、まずは給与担当者等に算出根拠等（の有無）を確認することが必要です。

⑤「自転車の通勤手当額」

距離に関係なく、月額２千円となっています。

▼最後に**【図表２】**です。自動車や自転車等使用に係る通勤手当に対する源泉所得税の非課税限度額の一覧です。片道２km未満の場合、全額課税対象になります。また、通勤手当月額が15万円を超えると超えた分が課税対象となります。通勤手当の▽支給要件「２km以上」、▽通勤距離区分ごとの手当額算出、▽交通機関等利用の場合の「支給限度額15万円」等については、これらの「非課税限度額」が考慮されているのだと思います。

【図表２】通勤手当の非課税限度額

片道通勤距離	月額限度額
2km 未満	（全額課税）
2km 以上 10km 未満	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,100 円
15 km 以上 25 km 未満	12,900 円
25 km 以上 35 km 未満	18,700 円
35 km 以上 45 km 未満	24,400 円
45 km 以上 55 km 未満	28,000 円
55 km 以上	31,600 円

※自動車や自転車等で通勤している場合の１カ月当たりの非課税限度額です。
（参照）国税庁ホームページ

編集後記

○21日の首相指名選挙で、高市早苗氏（64）が憲政史上初の女性首相となりました。公明党の連立離脱により、今度は日本維新の会との連立政権となった訳ですが、維新の会は「公務員改革」を謳っており、その政策提言には、▽能力・実績主義の制度改革、▽人員・人件費２割削減、▽民間より高い水準となっている給与の適正化、▽労働組合による選挙活動の総点検、等々が記されています。手綱を引き締めていかねば…。（坂内）

総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。

機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。